

議案第 11 号

多可町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成17年多可町条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職名	給料月額
町長	815,000円
副町長	654,000円
教育長	604,000円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（多可町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止）
- 多可町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例（平成17年多可町条例第46号）は、廃止する。

多可町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の新旧対照表

現 行		改 正	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
職名	給料月額	職名	給料月額
町長	<u>807,000円</u>	町長	<u>815,000円</u>
副町長	<u>648,000円</u>	副町長	<u>654,000円</u>
教育長	<u>598,000円</u>	教育長	<u>604,000円</u>